

広報



ときめき きらめき いきいきを伝える

# Seki

せき

2015  
**2**  
No.1648



特集 あなたの力を貸してほしい 関市消防団…P2

## TOPICS

関市自治基本条例を制定…P6

お知らせ…P22~27

市議会だより…P11

しあわせヘルスだより…P28,29

あんなこと、こんなこと…P20,21

文化会館・図書館…P30

「関市消防団 中部学院大学学生隊」の皆さん(中部学院大学関キャンパス)



特集

# あなたの力を

# 貸してほしい



平成27年1月1日現在、関市では21分団、1114人の消防団の皆さんが活躍しています。しかし、入団員数の減少や、団員の高齢化が進み、このままでは団を維持することが厳しい分団もでてきます。

自分たちが暮らす街を守る消防団に力を貸してほしい・・・今回は現役消防団員の皆さんに、それぞれの立場から語っていただきました。

照会先 危機管理課 ☎23-7736 FAX 23-7748



# 1. 働きながら・・・



**「まわりの理解に感謝しています」**

大澤 徳章 さん  
(洞戸第1分団)  
(株)大野ナイフ製作所勤務



入社の中からずっと消防団に所属して活動してきましたが、特に勤務上での支障はありませんでした。もちろんこれは会社の理解があってこそ。消防団員である自分に職場のみんなが協力してくれるおかげです。それともうひとつ、団員の協力も忘れてはいけません。消防団に対してまわりはきっと理解してくれるはず。仕事との両立は可能ですし、むしろ誇りをもって活躍してほしいですね。



**「自分が動ける時に自分ができていることを」**

古川 寛之 さん  
(瀬尻分団)  
関市立緑ヶ丘中学校勤務



入団にあたっては正直、仕事があるのに消防団ができるのかと抵抗がありました。でも団の皆さんも仕事をしながらという方ばかりで、自分の都合を配慮してくれました。仕事がある以上、常に参加できない代わりに、自分が動ける時に自分ができていることを精一杯協力しようという心がけてきました。

同じ地域に暮らすいろいろな方と出会い、つながりができることは、消防団でのやりがいになりますよ。

# 2. 女性の立場から・・・



**「女性でも活躍できる分野はたくさん！」**

和田 禮子さん、境田 典子さん、  
長屋 あさみさん、太田 英美さん、  
長屋 満里子さん (板取分団)



現在は8人で活動しています。パトロールや啓発活動が主な任務ですが、もちろん消防訓練や捜索活動に加わることもあります。また応急手当普及員として講習会も行っています。消防団は力仕事中心という訳ではなく、女性ならではの視点で活躍できる分野はたくさんありますよ。できる範囲で難しく考えず、女性にも若い皆さんにも力を貸してほしいです。



## 「経験はきっと役立つはず」

原口さつきさん(倉知分団)

入団のきっかけは東日本大震災でした。防災や災害時に何か役立つことを学びたいと思いながらホームページを見て応募しました。活動は男性団員と同じですが、救命講習も受けることができてよかったです。

実際に入団してみて、予想以上に地域の皆さんが協力してくれ、地域への愛着が深まりました。やはり地域のつながりは大事なんだと。女性でもまったく問題なく活躍できます。まずは入ってほしい。団での経験はきっと役立つはずですよ。

## 3. 若い力も加わります

平成27年4月、中部学院大学の学生を中心とした「関市消防団中部学院大学学生隊」が発足します。

学生隊は大規模災害時など要請があった場合以外の出動は原則ありませんが、各種行事への参加や消防団のPR活動など、さまざまな場面での活躍が期待されています。

また、卒業後も学生隊での経験を活かし、明日の消防団を担う人材となってほしいという願いが込められています。初年度は32人の隊員が任命される予定です。



小椋 慎也さん(1年生)

友人が消防団に入っており、いろいろ話を聞くとやりがいがありそうで興味がわいてきました。学生隊での経験が将来も続けられるようがんばります。



学生隊が着用するベストには「刃物のまち関市」をイメージしたロゴマークが。デザインは同大学の女子学生が考案しました。



平成27年消防出初式において、学生隊が初披露されました。

# 4. 消防団を応援します

## 関市消防団 サポートプロジェクト

市内のプロジェクト参加店舗を利用の際、団員に配られる「サポートカード」を提示すると、おトクな特典が受けられます。(参加店舗、利用条件など詳細は市ホームページをご覧ください。)

今回は協力いただいている店舗の一例を現役団員である本田さんが紹介します。



本田 敏郎 さん (瀬尻分団)  
(有) 中濃自動車勤務



### その1. 家庭厨房 楓 (小瀬)

※団員とその家族の方の食事代が  
10%オフ!!

「団でも時々利用させてもらっています。この料理、ホントうまいんですよ。割引はうれしいですね。」(本田さん)

「地域のためにボランティアで活動している消防団を応援したくて、このプロジェクトに協力しています。」(オーナー 足立浩由さん)

### その2. マーゴ (倉知) ※一部専門店およびシネックスマーゴ、マーゴの湯で特典が受けられます。

#### 「ヒマラヤ関マーゴ店」

団員のみ5%オフ!!  
(一部除外品などあります)



「マーゴの湯」 ※通常料金が平日50円、  
土日祝は100円オフ!!

### 「消防団員と交流会」 も開催!!

「すてきな出会いに感謝しています。  
これからも地域のため、家族のため  
にがんばります!」

西部貴宏さん (広見分団)、琴子さん  
☆交流会で出会い、ご結婚された  
おふたりです・・・



この街を守るため、日々活躍する消防団を、街全体で応援していきます。

消防団に関心をもった皆さん、今こそあなたの力が必要です。気軽に地元の消防団または市危機管理課に問い合わせください。

平成26年12月25日 施行

関市のまちづくりの最も大切な理念を定める

# 関市自治基本条例が 制定されました!

照会先 市民協働課 ☎23-7711

関市自治基本条例には、みんな（市民、議会、行政）の力で「まちづくり」を進めるための大切なルールが定められています。

条例ができたからといって、市民の日常生活が今すぐ目に見えて変化するものではありませんが、この条例に基づき、市民、議会、行政が共に考え、行動することでより良いまちづくりを進めていくことができます。

## まちづくりの主役は市民

自治基本条例では、市に関わる多くの方のみなさんの知識や経験がまちづくりに生かされるよう、市内に住所がある方だけでなく、市内に通勤や通学されている方、市内の事業者や団体などを「市民」としています。

すべての市民は、まちづくりに大切な存在です。市民一人ひとりの考えが大切にされ、市民が主役であることが実感できるまちをみんなで作ります。

関市は次の6項目を基本にまちづくりを進めます。

- 1 市民が主役のまちづくり
- 2 市民が生涯にわたり自由に学び合うまちづくり
- 3 市民が参画するまちづくり
- 4 市民、議会及び行政が協働するまちづくり
- 5 情報を提供し共有するまちづくり
- 6 自然、歴史、文化、産業等の地域資源を生かすまちづくり



## みんなの役割と責任

より良いまちづくりを進めるためには、みんなが、まちづくりに理解を深め、自ら進んで行動することが大切です。条例には次のように、みんな（市民、議会、行政）の役割と責任を定めています。

### 市民のみなさん

- まちづくりの主役であることを自覚し、まちづくりに参画します。
- まちづくりに参画するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持ちます。



市民自治の実現

### 議会（議員）

- 市政運営をしっかりと監視します。
- 市民の意見を聴き、議会活動に反映します。
- 議会活動の情報を市民に提供します。

### 行政（市長・職員）

- 効率的な市政運営、将来を展望した持続的なまちづくりを推進します。
- 市民の意見を聴く機会をつくり出します。
- 公正・誠実に職務を行います。
- 市民との信頼関係を築き、協働してまちづくりを推進します。

## 市民参画・協働のしくみ

協働によるまちづくりを進めるためには、より開かれた行政と市民が積極的にまちづくりに関わることができる仕組みをつくる必要があります。

条例には次のような市民参画・協働の仕組みを定めています。

### 市民と情報を共有します

- まちづくりに必要な情報をみんなで共有します。
- 個人情報情報は慎重かつ適切に取り扱います。
- 市政に関する情報を分かりやすく説明します。



◀ 市民への説明会



▲ 市民からの施策や事業提案  
(まちづくり市民会議)

### 市民がまちづくりに参加できる環境をつくります

- 審議会などに原則公募委員を含めます。
- 重要なことを決定する場合は、住民投票ができます。
- まちづくり市民会議など市民が施策や事業を提案できるようにします。
- 重要な計画や制度などを定めるときは、パブリックコメントや住民説明会を通じて広く市民の意見を聴きます。
- まちづくりに関する住民の満足度を調査し、まちづくりに反映します。

### 市民のまちづくり活動を支援します

- 地域委員会など住民主体のまちづくりを支援します。
- 市民活動センターを設置し、ボランティアなど市民活動を支援します。

高齢者のたまり場づくり(地域委員会事業) ▶



## 条例の策定にかかわって

平成24年12月から1年2カ月にわたり、関市自治基本条例策定審議会で条例の素案を審議いただきました。

策定に関わった委員の方からの感想を紹介します。

自治基本条例は理念条例であることから、本条例には抽象的・包括的な条文が多くなります。「絵に描いた餅」にならないよう、条文に基づいた具体的な施策の推進を期待します。

また、「地域委員会」「市民活動センター」「まちづくり市民会議」については、市民が主役のまちづくりを担保するためにも、三位一体の機関・組織として位置づけられ、それぞれの機能が重複して発揮されるよう切望します。



阪野 貢さん

未来を担う子どもたちが健やかに育まれる環境をつくる責任が私たち大人にあります。この関市をどのようなまちとして子ども達に残していくかという視点でまちづくりを考えることが大切です。

また、すべての市民がまちづくりに関与することはできない存在です。関市が、高齢者や子ども、障がい者や病気の人の小さな声も大切に拾い上げてくれる“やさしいまち”であってほしいと思います。この条例がまちづくりの礎になっていくことを望みます。



杉山 ミサ子さん

### 予告

## 関市自治基本条例制定記念 関市まちづくり講演会

- 日時 3月14日(土) 午後1時30分～午後3時30分
- 場所 わかくさ・プラザ「学習情報館 多目的ホール」
- 講師 おおもり わたる 大森 彌さん(東京大学名誉教授)

# 市・県民税の申告のお知らせ

照会先 税務課市民税係 ☎23-8893

## 申告書の作成はご自身で

### 1 市・県民税の申告が必要な人

平成27年1月1日現在、関市内に住所があり、平成26年中（平成26年1月～12月）に所得がある人で、次に該当する人は申告してください。

- ① 給与所得だけで、勤務先から市へ「給与支払報告書」の提出がされていない人（必要に応じて勤務先で確認してください。）
  - ② 公的年金所得だけで、各種控除（扶養控除、社会保険料控除等）を受けようとする人
  - ③ 給与所得や公的年金所得のほかに、農業・不動産・配当などの所得がある人 など
- ※給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありませんが、市・県民税の申告は必要です。  
 ※課税所得証明書などの証明書が必要な人は、所得がなくても市・県民税の申告が必要です。

### 2 市・県民税の申告受付会場と受付期間

市・県民税申告会場	開設期間	時間
市役所1階・市民ホール 洞戸事務所 板取事務所 武芸川老人福祉センター （武芸川仮事務所内） 武儀事務所 上之保事務所	2月16日（月） ～ 3月16日（月） （土・日曜日を除く）	午前9時～午後5時
田原ふれあいセンター	2月24日（火）	午前9時30分～午後3時
富野ふれあいセンター	2月26日（木）	午前9時30分～午後3時
西部ふれあいセンター（本館）	3月5日（木）	午前9時30分～午後3時

### 3 市・県民税の申告をしなくてもよい人

- ① 所得税の確定申告をする人
- ② 給与所得または公的年金所得だけで、勤務先や支払者から市へ支払報告書が提出されている人

### 4 申告会場混雑予想（市役所市民ホール）

例年の傾向による見込みですので、実際の混雑状況とは異なることがあります。当日の天候などによっても混雑状況が変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、午前のほうが混雑する傾向にあります。

※申告の内容によっては受付時間が長くなる場合もありますので、時間に余裕をもってお越しください。

月	火	水	木	金	土・日
2/16 非常に混雑	17 非常に混雑	18 非常に混雑	19	20	
23 混雑	24 混雑	25	26 混雑	27 非常に混雑	
3/2	3 混雑	4 混雑	5 混雑	6 混雑	
9 非常に混雑	10	11 混雑	12	13 混雑	
16 非常に混雑					

### 5 市役所で受付できない申告

市・県民税の申告会場においても、所得税の還付申告などの受付ができますが、次の内容の申告をされる方は、関税務署（申告受付会場：アピセ・関）で申告をしてください。

- 土地、家屋などを売られた方 ○山林を売るなどされた方 ○損失の申告をされる方（株式売買など）
- 青色申告をされる方 ○贈与税、相続税などの申告をされる方

## 6 市役所での申告受付方法が変わります

従来まで、先着順で受付をしていましたが、今回より、申告に必要な書類の整理や計算が済んでいる人から順に受付を行います。 ※広報せき平成27年1月号参照  
 申告が円滑にできるよう、収支計算や医療費の計算など、事前にご自分で行っていただきますようご協力をお願いします。  
 ※この申告受付方法の変更は市役所（本庁）のみで、各地域事務所における申告受付は従来どおりです。

## 7 申告に必要なもの

次のチェックリストでご確認ください。（このリストを市役所の申告会場で記入していただきます。）

	有:✓
認印（シャチハタ等の朱肉を使わない材質の柔らかいものは不可）	
金融機関の口座番号（所得税の還付申告の場合、申告者本人の口座番号が必要です。）	

※収支のわかる書類

昨年の収入（所得）について	必要書類	有:✓
給与収入がある人	給与所得の源泉徴収票【原本】	
年金をもらっている人	公的年金等の源泉徴収票【原本】	
不動産所得がある人	収支を計算した収支内訳書	
事業（農業も含みます）所得がある人	収支を計算した収支内訳書	

※次の控除を受ける場合の必要書類

控除の種類	必要書類	有:✓
医療費控除 年間10万円又は所得の5%のいずれか少ない金額以上	医療費の領収書【原本】（平成26年1月～12月支払分） 領収書の合計金額が計算済である。 医療費の補てんされた金額がわかるもの	
社会保険料控除 国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料 後期高齢者医療保険料、任意継続保険料	控除証明書等【原本】 （支払った金額がわかるもの）	
生命保険料控除 一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料	保険料払込証明書【原本】	
地震保険料控除 地震保険料、旧長期損害保険料	保険料払込証明書【原本】	
障害者控除 本人、配偶者、あなたが扶養をしている人について、障害者控除の申告をする場合	障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など 要介護認定者に対する障害者控除については、「障害者控除対象者認定書」が必要です。市役所高齢福祉課、もしくは各地域事務所でご手続きをお願いします。	
寄附金控除	領収書【原本】	

平成26年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所または居所	
	氏名	
	生年月日	
区分	支払金額	源泉徴収税額

「源泉徴収票」と記載されたものがが必要です。

※例年「年金振込通知書」や「年金額改定通知書」を持参される人がいらっしゃいますが、「源泉徴収票」以外では申告できませんのでご注意ください。

## 8 その他

市・県民税申告書は、税務課、西部支所、各地域事務所でご配布します。なお昨年、市・県民税申告書を提出した人には申告書を送付します。

# 所得税の申告のお知らせ

照会先 関税務署 ☎22—2233 (代表)

※税務署の代表電話は、自動音声によりご案内しています。

国税に関する一般的な相談は「1」を、税務署からの照会やお尋ねは「2」を選択してください。

※なお、3月16日(月)までは所得税、消費税、贈与税の申告に関する相談は「0」を選択してください。

## 1 所得税の確定申告が必要な人

①事業(営業・農業)所得、不動産所得、雑所得(公的年金など)や一時所得などがあり、計算の結果、**所得税額が発生する人**

②給与の収入金額が2,000万円を超える人

③給与を2カ所以上から受けている人

④給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える人 など

※**確定申告をする人は、ご自身で所得税の申告書を作成してください。**

※**確定申告書は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)から作成できます。**

## 2 所得税の確定申告受付会場と受付期間

確定申告会場	開設期間	時間
<b>アピセ・関</b> (関市平和通7丁目5番地1)	<b>2月16日(月)～3月16日(月)</b> (土・日曜日を除く)	<b>午前9時～午後5時</b> ※混雑状況により、案内を早めに終了する場合があります。
<b>申告・納付期限は、</b> 所得税と贈与税が <b>3月16日(月)</b> 消費税が <b>3月31日(火)</b> です。		
※開設期間中、関税務署(川間町)では申告書などの作成指導は行いません。(申告書の提出は受け付けます。) また、申告に関する電話での質問などは、「アピセ・関」では受け付けていません。		

## 3 確定申告で所得税が還付される人

所得税の確定申告をする必要のないサラリーマンなどでも、次の場合は確定申告により所得税が還付される場合があります(申告者本人名義の口座番号などが必要)。

①住宅ローンを組んで住宅を新築、購入などをした人

②多額の医療費を支払った人

③会社を退職し、年末調整をしていない人 など

## 4 税理士による無料税務相談所の開設

所得税と消費税の申告について無料税務相談所を開設します。

○期間…2月16日(月)～27日(金)(土・日曜日を除く)

○時間…午前9時30分～正午、午後1時～午後4時

○場所…アピセ・関

## 5 お知らせ

◆**復興特別所得税の記載漏れにご注意ください**

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納税することになっています。

確定申告書の作成にあたっては、「**復興特別所得税額**」欄の記載漏れのないようご注意ください。

◆**消費税等の税率が変わりました**

平成26年4月1日から消費税等の税率は8%です。

消費税等の確定申告書を作成するためには、課税売上げ・課税仕入れについて、帳簿等において、旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものに区別しておく必要があります。

◆**振替納税をご利用ください**

所得税・消費税等の納付については、便利で安全・確実な「振替納税」をご利用ください。